



平成30年6月4日

担当課	人事委員会事務局
担当者	山路・瀧本
電話	(073) 435-1371
内線	3756

『UIJターンによる人材確保を目的とした採用試験』の実施について

平成30年度行政職I種採用試験において、事務職〔UIJターン型〕・土木職〔UIJターン型〕の試験区分を新たに設け、別添資料のとおり実施します。

1 試験実施の目的

市政の様々な課題に対応するため、和歌山県外から和歌山市への移住を促進し、県外の民間企業や公的機関等で培ったノウハウや発想力を持つ即戦力として活躍してもらうことを目的としています。

2 試験概要

(1) 採用予定人員

- 行政職I種・事務職〔UIJターン型〕 2人
- 行政職I種・土木職〔UIJターン型〕 1人

(2) 受験資格

次の①、②、③いずれにも該当する方

- ① 昭和53年4月2日から昭和58年4月1日までの間に生まれた方
- ② 和歌山県外在住の方
- ③ 和歌山県外に本社・本店を置く民間企業や和歌山県外に本庁所在地を置く公的機関等における常勤の職務経験が5年以上ある方（土木職については、土木関係の設計・施工監理等の職務経験に限ります。）

3 受験案内等の配布期間及び申込受付期間（予定）

平成30年7月2日（月）から平成30年8月10日（金）まで

※ その他受験資格や試験種目等の詳細は、7月2日（月）から配布予定の受験案内でお知らせします。

また、受験案内・申込書等については、人事委員会事務局、市役所1階総合案内等で配布するほか、郵送請求や和歌山市ホームページ（7月2日掲載予定）からのダウンロードでも入手できます。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1001150/1006900/1002972.html>

平成30年度和歌山市職員採用試験 UIJターン型の実施



※デザインはイメージであり、実際の駅名標とは異なります。

市政の様々な課題に対応するため、和歌山県外から和歌山市への移住を促進し、県外の民間企業や公的機関等で培ったノウハウや発想力を持つ即戦力として活躍してもらうことを目的に、行政職Ⅰ種採用試験の事務職と土木職の区分に『UIJターン型』を新たに設けて実施します。

1 採用予定人員（平成31年4月1日採用予定）

行政職Ⅰ種	事務職[UIJターン型]	2人
	土木職[UIJターン型]	1人

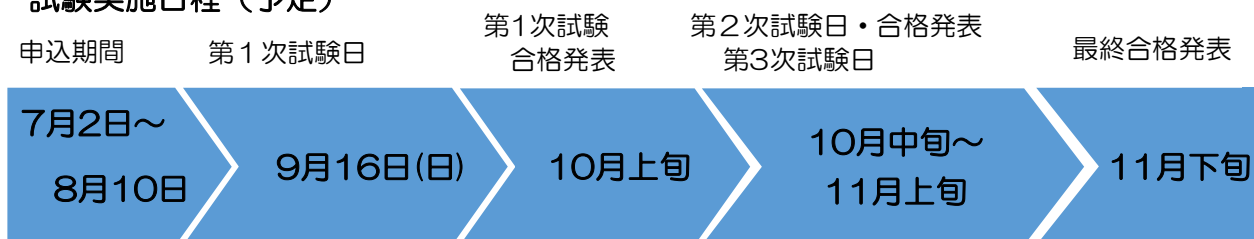
2 受験資格

次の（１）、（２）、（３）いずれにも該当する方

- （１）昭和53年4月2日から昭和58年4月1日までの間に生まれた方
- （２）和歌山県外在住の方
- （３）和歌山県外に本社・本店を置く民間企業や和歌山県外に本庁所在地を置く公的機関等における常勤の職務経験が5年以上ある方（土木職については、土木関係の設計・施工監理等の職務経験に限ります。）

※(2)、(3)については、平成30年6月30日現在を基準とします。

3 試験実施日程（予定）



4 試験種目

第1次試験は、『公務員試験の事前対策を必要としない試験』として民間企業の入社試験で実施されることの多い一般教養試験（大学卒業程度）を実施します。

第1次試験	第2次試験	第3次試験
教養試験	個人面接	個人面接、論文試験

※ その他の受験資格や試験種目等の詳細については、7月2日（月）から配布予定の受験案内でお知らせします。

採用試験に関することは、和歌山市ホームページからご覧いただけます。⇒



【お問い合わせ】和歌山市人事委員会事務局

TEL:073-435-1371 FAX:073-435-1372

(U I J ターン型) 職員採用試験 Q & A

Q1 受験するために必要な学歴や免許はありますか。

A1 学歴や免許についての要件は特にありません。受験資格を満たしていれば、どなたでも試験を受けることができます。

Q2 居住地が和歌山県外でなければ受験できないのですか。

A2 受験できません。

移住促進・U I J ターンを目的とした試験区分のため、平成30年6月30日時点において、和歌山県外に在住されている方を対象としています。

Q3 和歌山県内に本社がある会社の大阪支社に5年間勤務していましたが、職務経験になるでしょうか。

A3 職務経験に含むことはできません。

また、和歌山県内に本社又は本店を置く民間企業や和歌山県内に本庁所在地を置く公的機関等に現在勤務されている方、又は平成30年4月1日以降勤務したことがある方は受験できません。

Q4 平成30年3月まで和歌山県外に本社がある会社に5年勤務していましたが、平成30年4月1日から和歌山県内に本社がある会社に正社員として勤めています。会社を辞めて、受験しようと思っていますが、受験資格はありますか。

A4 受験できません(A3をご覧ください。)

Q5 職務経験の期間から除かれる期間には、どのようなものがありますか。

A5 休業等(傷病休暇、育児休業等)で実際に業務に従事しない期間が連続して3か月以上ある場合は、その期間を職務経験から除きます(産前産後休暇の期間は通算できます。)

また、常勤であっても6か月に満たない期間については職務経験に含むことはできません。

Q6 職務経験は採用後の初任給に考慮してもらえますか。

A6 民間企業等の職歴に応じて初任給を加算する制度があります。

また、初任給の決定にあたっては、県外だけでなく県内企業等における職歴も考慮されます。

Q7 土木職の職務経験には、具体的にはどのような経験が該当しますか。

A7 土木職の職務経験には、次のものが該当します。

土木	該当する職務経験の例
土木関係の設計・ 施工監理等	○道路・水道・下水道の新設・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の新設・改修工事についての設計、監理 ○道路・水道・下水道・河川等の工事に関する監理技術者や現場代理人等としての施工管理 ○道路・水道・下水道等の計画、市街地再開発事業等の都市計画に関する土木に係る業務